

高知くらしの護身術

242

多重債務

まずは相談を！

(2012年4月10日掲載原稿)

「今まで借りては返しての生活をしていたが、借金が膨らみ返済が困難になった。」
県立消費生活センターには、このような多重債務に関する相談が多数寄せられています。

借金を返すために借金をすることは決して解決には繋がりません。まず、借金問題を抱えている本人が勇気を持って解決しようと思うこと、そして、相談窓口や弁護士・司法書士へ相談することが解決の近道です。

相談に来られる方の最大の悩みは、貸金業者からの厳しい取り立てです。毎日のように取り立てがあると、落ち着いて自分の借金と向き合うことができません。

しかし、法律専門家に債務整理をお願いし、貸金業者に受任通知をしてもらうと、借金の取り立てが止まります。

法律専門家にお願いする費用が工面できず、相談をためらわれている方も多いと思いますが、費用がない場合は立替制度があります。

消費生活センターでは、本年度も多重債務に困っている方を対象に、弁護士による無料法律相談会を開催します。相談日時は、毎月第2水曜日の午後2時から午後5時まで、4月は11日(水)に開催します。場所は、高知市旭町3丁目のこうち男女共同参画センター「ソーレ」2階の県立消費生活センターです。

相談時間は1人30分です。予約制となっていますので、希望される方は、消費生活センター(電話088-824-0999)までご連絡ください。

借金の問題は必ず解決できます。1人で悩まず、まずはご相談ください。